

東京湾に残された貴重な干潟の恒久的保全を求める声明

1 声明の趣旨

当会は、恒久的な干潟保全のための確かな第一歩として、①国・環境省に対しては、三番瀬、盤洲干潟及び葛西三枚洲を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）の登録湿地とする手続を推進することを、②千葉県と東京都に対しては、国・環境省が上記の手続を実践し、そのための保全措置をさらに進めるよう、積極的に働きかけることを、それぞれ求める。あわせて、③国・環境省、千葉県及び東京都に対し、東京湾の干潟の質的劣化を食い止める有効な方策を講じることを求める。

2 声明の理由

四方を海に囲まれた日本は、かつては豊かな湿地に恵まれ、その恩恵を受けていた。

しかし、埋立てをはじめとする開発行為により、明治・大正時代には約2111平方キロメートルあった湿地は、2000年には821平方キロメートルまで減少した（実に湿地全体の約61%が消失した計算となる）。東京湾の干潟も開発により大部分が消失し、東京、千葉などの首都圏では湿地の減少率は90%を超える。千葉県では、1960年代から県が主体となって造成工事を行い、広大な干潟を次々と埋め立てた。わずか10年ほどの間に、自然豊かだった東京湾岸の景色は工業地帯やニュータウンなどへと一変した。

その一方で、このような行政主導の開発最優先の流れに一石を投じる動きが生まれた。習志野市地先の干潟埋立計画が認可されたのを機に、干潟の保全を訴える住民たちが「いのち豊かな東京湾を子孫に残すために」をスローガンに立ち上がった。そして住民運動は、1993年、谷津干潟を、日本で7番目、干潟としては初めてラムサール条約上の湿地に登録させるという大きな成果を獲得した。

その後、干潟保全活動は、千葉県の船橋・市川地先に広がる三番瀬を守るたたかいへと発展していった。秘密裏に計画を進めようとする行政に対し、開発計画を市民に周知し、貴重な干潟の存在を訴えたのである。市民活動は広がりを見せ、埋立中止を求める署名は、最終的に30万筆に達した。こうした住民運動の高揚と世論の高まりによって、2001年、県は三番瀬の埋立計画を白紙撤回した。

東京湾では、谷津干潟、三番瀬、盤洲干潟（いずれも千葉県）、葛西三枚洲（東京都）の4か所の干潟が、かろうじて埋め立てを免れ、貴重な自然環境と生態系を残している。これ以上の干潟の埋立等の開発を止め、これらの東京湾に残された貴重な干潟の恒久的な保全を図るべきである。しかし、政府によるこれらの干潟の保全の動きは鈍く、いまだ、三番瀬、盤洲干潟及び葛西三枚洲は、ラムサール条約上の湿地として登録されていない。おりしも、2018年には、アラブ首長国連邦のドバイで、第13回ラムサール条約締約国会議（COP13）の開催が予定されている。

当会では、東京湾に残された干潟、とりわけ埋立計画に直面していた三番瀬の保全のため、実態掌握をはじめとした調査・研究に取り組んできた。そして、2005年4月には、「三番瀬をラムサール条約の登録湿地にすることを求める意見書」を取りまとめて公表した。2010年9月には、「第11回ラムサール条約締約国会議（COP11）までに三番瀬を登録湿地にすることを求める声明」を発している。

本年9月には、当会は、日本弁護士連合会人権擁護大会のプレシンポジウムとして、「東京湾干潟サミット in 千葉」を開催した。同シンポジウムでもあらためて指摘されたところであるが、三番瀬は埋立計画こそ白紙撤回させたものの、その後も第二湾岸道路建設を中心にした絶えざる開発の危険にさらされ続けてきた。

また、小櫃川河口にひろがる盤洲干潟は、国内最大級の砂質自然干潟であり、地球上この干潟にしか生存していないキイロホソゴミムシなど、貴重な生物が多数生息している。しかし、隣接する袖ヶ浦市の埋立地に国内最大級の石炭火力発電所建設計画が持ち上がるなど、依然として開発の波にさらされている。

そして、葛西三枚洲は、東京都内にわずかに残された貴重な干潟と浅海域であり、保全の必要性が高く、ラムサール条約への早期登録を求める動きが官民に広がっている。

さらに、谷津干潟を含め、いずれの湿地においても、人為的な影響による劣化と危機的状況が深刻化していることも「東京湾干潟サミット in 千葉」において再認識された。

自然環境は一度失われれば、二度と元に戻ることはない。政府と関係自治体は、2018年の第13回ラムサール条約締約国会議（COP13）において、未登録の、三番瀬、盤洲干潟及び葛西三枚洲の湿地登録実現に向けて、全力を尽くすべきである。あわせて、谷津干潟も含めたこれらの湿地において、質的劣化を食い止める有効な方策を講じるべきである。

よって、当会は、国・環境省、千葉県及び東京都に対し、声明の趣旨のとおり
の措置を講じることを求めるものである。

2017年11月10日

千葉県弁護士会

会長 及 川 智 志